

新十條通 供用前後環境調査結果

目 次

1.	調査項目・地点	
1.1	調査項目	1
1.2	調査地点	1
2.	調査日時・方法・環境基準等	
2.1	大気質調査日時	3
2.2	騒音・振動・交通量調査日時	3
2.3	大気質調査方法	4
2.4	騒音・振動・交通量調査方法	11
2.5	環境基準等	14
3.	大気質調査結果	
3.1	大気質調査結果グラフ	17
3.2	夏季調査結果	26
3.3	秋季調査結果	33
3.4	冬季調査結果	40
3.5	春季調査結果	47
3.6	環境測定装置年間測定値（平成20年6月～平成21年3月）	54
3.7	環境測定装置速報値（平成21年4月～6月）	60
4.	騒音・振動・交通量調査結果	
4.1	夏季調査結果	66
4.2	秋季調査結果	70
4.3	冬季調査結果	74
4.4	春季調査結果	78
4.5	高速道路交通量（参考） 大気質調査期間中日交通量・供用後時間帯平均交通量（H20.6～H21.3）	82

新十条通 供用前後環境調査結果

1. 調査項目・地点

1.1 調査項目

二酸化窒素(NO_2)、浮遊粒子状物質(SPM)、気象(風向・風速)、騒音、振動、交通量

1.2 調査地点

- ・伏見側: No.1 東山区福稲川原町付近(騒音・振動)
- No.1 伏見区深草下高松町付近(大気質)
- No.2 伏見区深草下高松町付近(大気質、騒音・振動、交通量)
- No.3 伏見区深草開土町付近(大気質)
- ・山科側: No.4 山科区西野山桜ノ馬場町(大気質、騒音・振動、交通量)



図1.2 調査地点位置図



図1.2(1) 調査地点詳細図(伏見側 No. 1, No. 2)



図1.2(2) 調査地点詳細図(伏見側 No. 3)

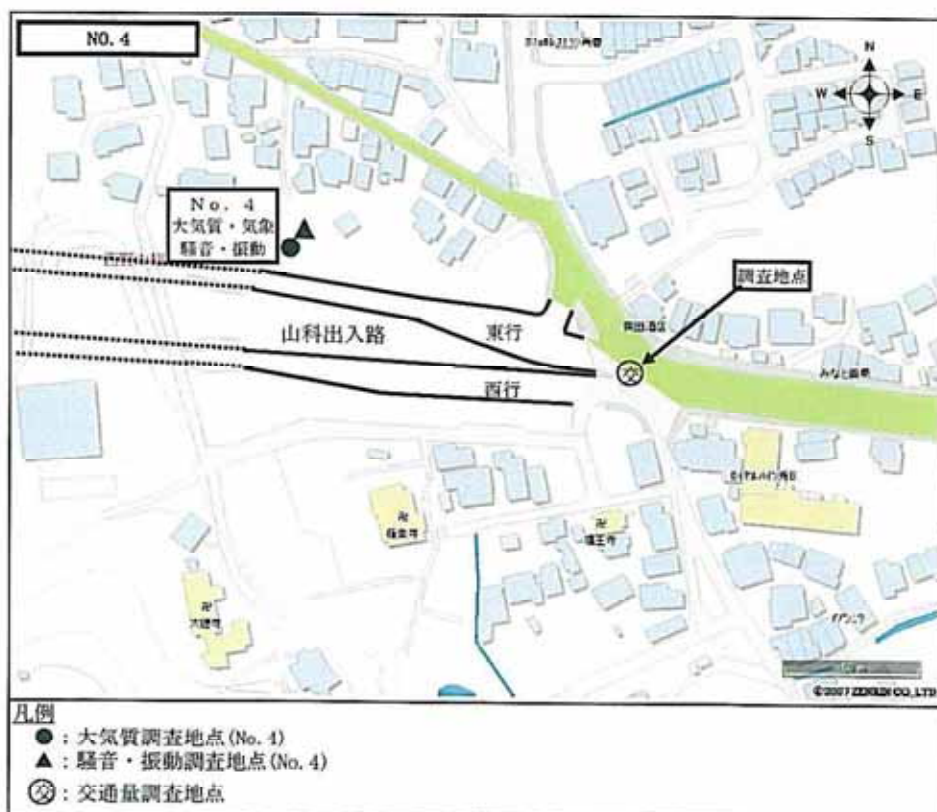


図1.2(3) 調査地点詳細図(山科側 No. 4)

2. 調査日時・方法・環境基準等

2.1 大気質調査 日時

【供用前】

夏 季	NO.1～NO.4	平成19年08月01日（水）0時～平成19年08月07日（火）24時
秋 季※)	NO.1、NO.2	平成19年11月02日（金）0時～平成19年11月08日（木）24時
	NO.3、NO.4	平成19年10月23日（火）0時～平成19年10月29日（月）24時
冬 季	NO.1～NO.4	平成20年02月22日（金）0時～平成20年02月28日（木）24時
春 季	NO.1～NO.4	平成20年05月20日（火）0時～平成20年05月26日（月）24時

※) 工事による影響を避けたため、調査日が異なる。

【供用後】

年間	No.1、4	環境測定装置による連続測定
夏季	No.2、3	平成20年 8月 2日(土) 0時～平成20年 8月 8日(金) 24時
秋季	No.2、3	平成20年10月24日(金) 0時～平成20年10月30日(木) 24時
冬季	No.2、3	平成21年 2月19日(木) 0時～平成21年 2月25日(水) 24時
春季	No.2、3	平成21年 5月21日(木) 0時～平成21年 5月27日(水) 24時

2.2 騒音・振動・交通量調査 日時

【供用前】

夏季	No.1、 2、4	平成19年 8月 1日(水) 12時～平成19年 8月 2日(木) 12時
秋季	No.1、 2、4	平成19年10月23日(火) 12時～平成19年10月24日(水) 12時
冬季	No.1、 2、4	平成20年 2月28日(木) 12時～平成20年 2月29日(金) 12時
春季	No.1、 2、4	平成20年 5月21日(水) 12時～平成20年 5月22日(木) 12時

【供用後】

夏季	No.1、 2、4	平成20年 8月 5日(火) 12時～平成20年 8月 6日(水) 12時
秋季	No.1、 2、4	平成20年10月28日(火) 12時～平成20年10月29日(水) 12時
冬季	No.1、 2、4	平成21年 3月 2日(月) 12時～平成21年 3月 3日(火) 12時
春季	No.1、 2、4	平成21年 5月20日(水) 12時～平成21年 5月21日(木) 12時

2.3 大気質調査方法

供用前後における大気質の測定方法を下表にまとめる。

調査地点 調査時期	No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
供用前	大気測定車 調査方法説明①	大気測定車 調査方法説明①	大気測定車 調査方法説明①	大気測定車 調査方法説明①
供用後	環境測定装置 調査方法説明②	大気測定車 調査方法説明①	大気測定車 調査方法説明①	環境測定装置 調査方法説明②

①大気測定車による測定（供用前の No. 1～No. 4、供用後の No. 2 および No. 3）

（１）窒素酸化物

- ・ 試料採取口高さ：地上高 2.5m～3.5m
- ・ 測定方法：JIS B 7953 によるザルツマン試薬を用いる吸光光度法
二酸化窒素をザルツマン試薬を用いる吸光光度法で測定し、一酸化窒素を酸化液により酸化した後に二酸化窒素として測定。
- ・ 測定機器：窒素酸化物濃度自動計測器
- ・ 測定範囲：0～0.1、0.2、0.5ppm の 3 レンジ自動切り替え
- ・ 最小読み取り値：0.001ppm
- ・ 測定周期：1 時間測定×24 時間×7 日間連続測定

（２）浮遊粒子状物質

- ・ 試料採取口高さ：地上高 3.0m～3.5m
- ・ 測定方法：JIS B 7954 による β 線吸収法
- ・ 測定機器：浮遊粒子状物質濃度自動計測器
- ・ 測定範囲：0～1mg/m³
- ・ 最小読み取り値：0.001mg/m³
- ・ 測定周期：1 時間測定×24 時間×7 日間連続測定

（３）気象（風向・風速）

- ・ 測定点高さ：地上高 10m
- ・ 測定方法：地上気象観測指針（気象庁）による方法
（風向）光エンコーダ式
（風速）光パルス式
- ・ 測定範囲：（風向）16 方位
（風速）0.4～10m/s なお、風向・風速計の起動風速が 0.4m/s である
ので、0.4m/s 未満を Calm（静穏）とした。
- ・ 最小読み取り値：（風速）0.1m/s
- ・ 測定周期：毎正時前 10 分間平均値×24 時間×7 日間連続測定

表 2.3.1 に大気質・気象測定方法一覧表を、表 2.3.2 に使用機器一覧表を示す。

表 2.3.1 大気質・気象測定方法一覧表

測定項目	測定方法	表示値	測定範囲	最小読取値	基準類	測定位置
窒素酸化物	ザルツマン吸光光度法	1時間値	0~0.1ppm 0~0.2ppm 0~0.5ppm	0.001ppm	JIS B 7953	地上 2.5m ~3.5m
浮遊粒子状物質	β 線吸収法	1時間値	0~1mg/m ³	0.001mg/m ³	JIS B 7954	地上 3.0m ~3.5m
風向	光エンコーダ式	毎正時前 10分間平均値	16方位540°シフト	—	地上気象観測指針 (気象庁)	地上 10m
風速	光パルス式	毎正時前 10分間平均値	0.4~10m/s (注)	0.1m/s	地上気象観測指針 (気象庁)	

(注) 風速0.4m/s未満はカーム(Calm: 静穏)とする。

表 2.3.2 大気質・気象測定使用機器一覧

名 称	製品名	製造会社
窒素酸化物自動計測器	GPH-74M	東亜 DKK (株)
浮遊粒子状物質自動計測器	SPM-613 DBU-12 DBU-32	紀本電子工業 (株) 東亜 DKK (株)
微風向風速計	MVS-350	光進電気工業 (株)

< 試料採取口等高さ >

地点	窒素酸化物	浮遊粒子状物質	図
No. 1	地上高 3.5m 隣接する工事用フェンス(3.0m)より0.5m 高い位置	地上高 3.5m 同左	図 2.3.1(1)
No. 2	地上高 2.5m 隣接する工事用フェンス(2.0m)より0.5m 高い位置	地上高 3.0m	図 2.3.1(2)
No. 3	地上高 3.0m 京都市道上に観測車を設置したため安全を配慮して3.0mとした。	地上高 3.0m	図 2.3.1(3)
No. 4	地上高 3.5m 隣接する工事用フェンス(3.0m)より0.5m 高い位置	地上高 3.5m 同左	図 2.3.1(4)

< 参考 >

試料大気の採取口の高さの考え方について (平成8年5月30日環大規第113号)

(1) 二酸化窒素

「試料空気の採取は、人が通常生活し呼吸する面の高さで行われるべきであり、原則として地上1.5m以上10m以下の高さにおいて行うものとするが、高層集合住居等地上10m以上の高さにおいて人が多数生活している実態がある場合には、試料空気を採取する高さは適宜その実態に応じ選択すべきものとする。」

(2) 浮遊粒子状物質

「採気口については、地上からの土砂の巻き上げ等による影響を排除するため、原則として地上3~10mの高さに置くものとする。」

②環境測定装置による測定（供用後の No. 1 および No. 4）

（１）窒素酸化物

- ・ 試料採取口高さ：地上高 4.925m
- ・ 測定方法：JIS B 7953 によるオゾンを用いる化学発光法
二酸化窒素をオゾンを用いる化学発光法で測定。一酸化窒素をオゾンにより酸化した後に二酸化窒素として測定。
- ・ 測定機器：窒素酸化物濃度自動計測器
- ・ 測定範囲：0～0.1、0.2、0.5、1.0ppm の４レンジ自動切り替え
- ・ 最小読み取り値：0.001ppm
- ・ 測定周期：1 時間測定×24 時間×年間連続測定

（２）浮遊粒子状物質

- ・ 試料採取口高さ：地上高 4.925m
- ・ 測定方法：JIS B 7954 による β 線吸収法
- ・ 測定機器：浮遊粒子状物質濃度自動計測器
- ・ 測定範囲：0～1mg/m³
- ・ 最小読み取り値：0.001mg/m³
- ・ 測定周期：1 時間測定×24 時間×年間連続測定

（３）気象（風向・風速）

- ・ 測定点高さ：地上高 10m
 - ・ 測定方法：地上気象観測指針（気象庁）による方法
（風向）光エンコーダ式
（風速）光パルス式
 - ・ 測定範囲：（風向）16 方位
（風速）0.4～20m/s なお、風向・風速計の起動風速が 0.4m/s である
ので、0.4m/s 未満を Calm（静穏）とした。
 - ・ 最小読み取り値：（風速）0.1m/s
 - ・ 測定周期：毎正時前 10 分間平均値×24 時間×年間連続測定
- 表 2.2.3 に大気質・気象測定方法一覧表を、表 2.2.4 に使用機器一覧表を示す。

表 2.3.3 大気質・気象測定方法一覧表

測定項目	測定方法	表示値	測定範囲	最小読取値	基準類	測定位置
窒素酸化物	クロスフロー モデュレーション方式 化学発光法	1時間値	0~0.1ppm 0~0.2ppm 0~0.5ppm 0~1.0ppm	0.001ppm	JIS B 7953	地上 4.925m
浮遊粒子状 物質	β 線吸収法	1時間値	0~1mg/m ³	0.001mg/m ³	JIS B 7954	地上 4.925m
風向	光エンコーダ式	毎正時前 10分間平均値	16方位540° シフト	—	地上気象観測指針 (気象庁)	地上 10m
風速	光パルス式	毎正時前 10分間平均値	0.4~20m/s (注)	0.1m/s	地上気象観測指針 (気象庁)	

(注) 風速0.4m/s未満はカーム (Calm: 静穏) とする。

表 2.3.4 大気質・気象測定使用機器一覧

名 称	製品名	製造会社
窒素酸化物自動計測器	APNA-370	(株)堀場製作所
浮遊粒子状物質自動計測器	APDA-370	(株)堀場製作所
風向風速計	MVS-300	光進電気工業 (株)

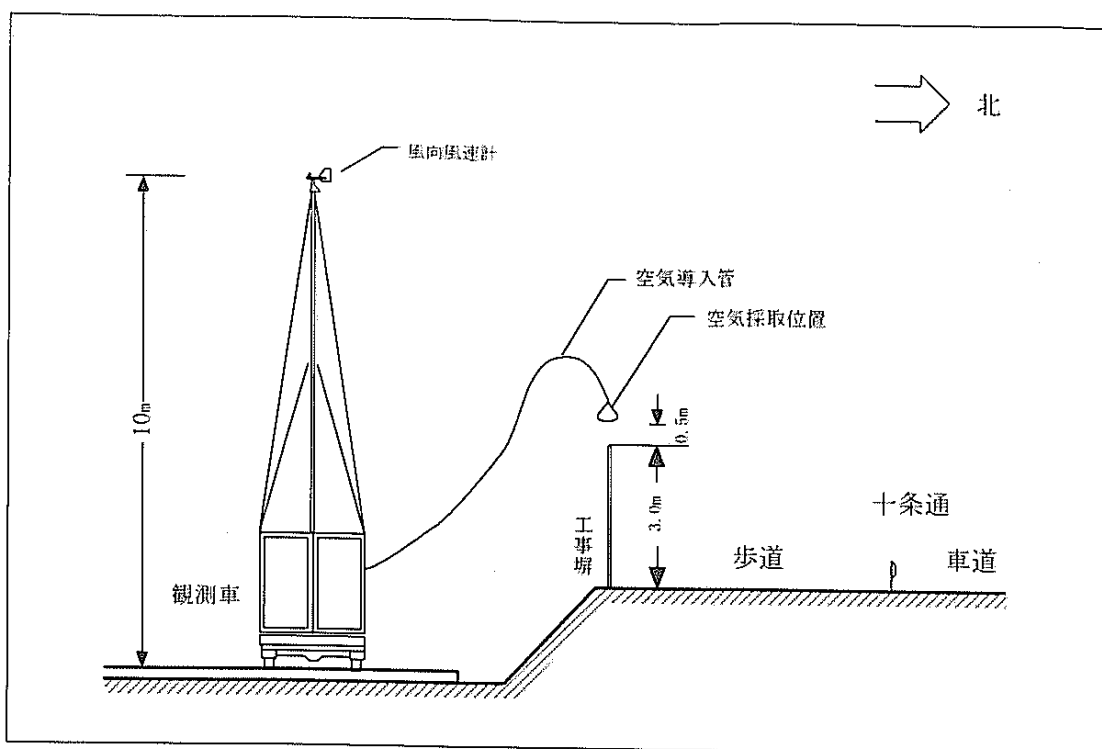


図 2.3.1(1) 観測車設置状況 (No.1 地点) : 供用前

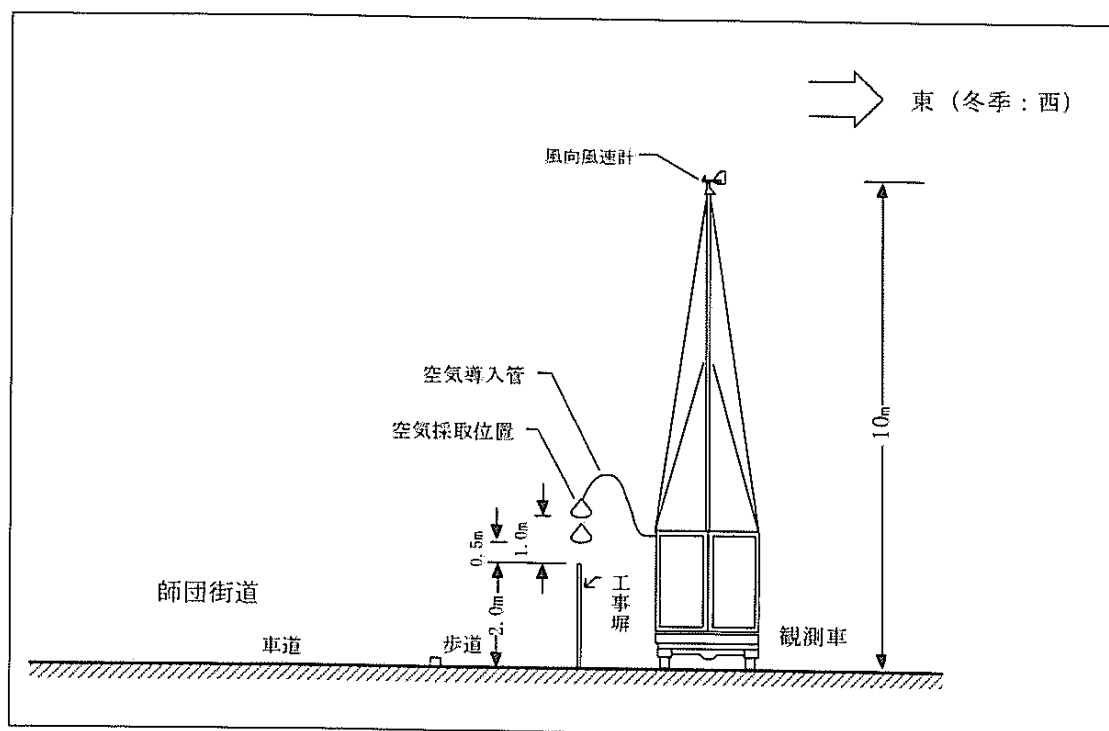


図 2.3.1(2) 観測車設置状況 (No.2 地点) : 供用前後とも

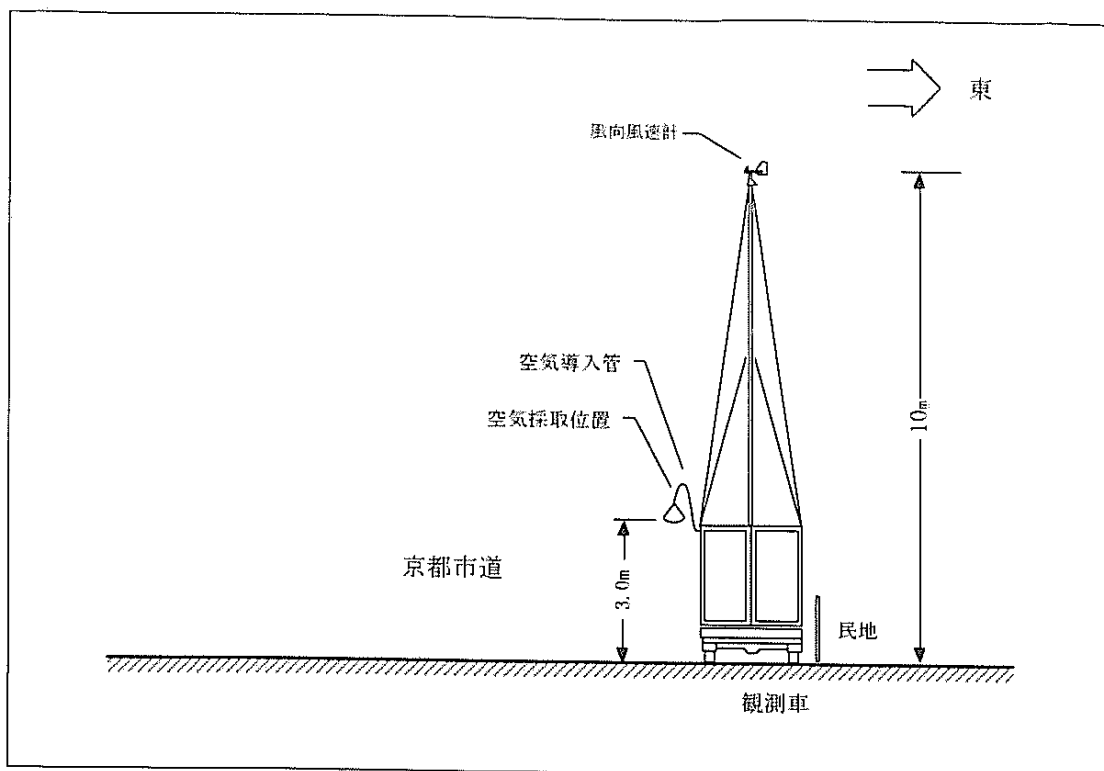


図 2. 3. 1 (3) 観測車設置状況 (No. 3 地点) : 供用前後とも

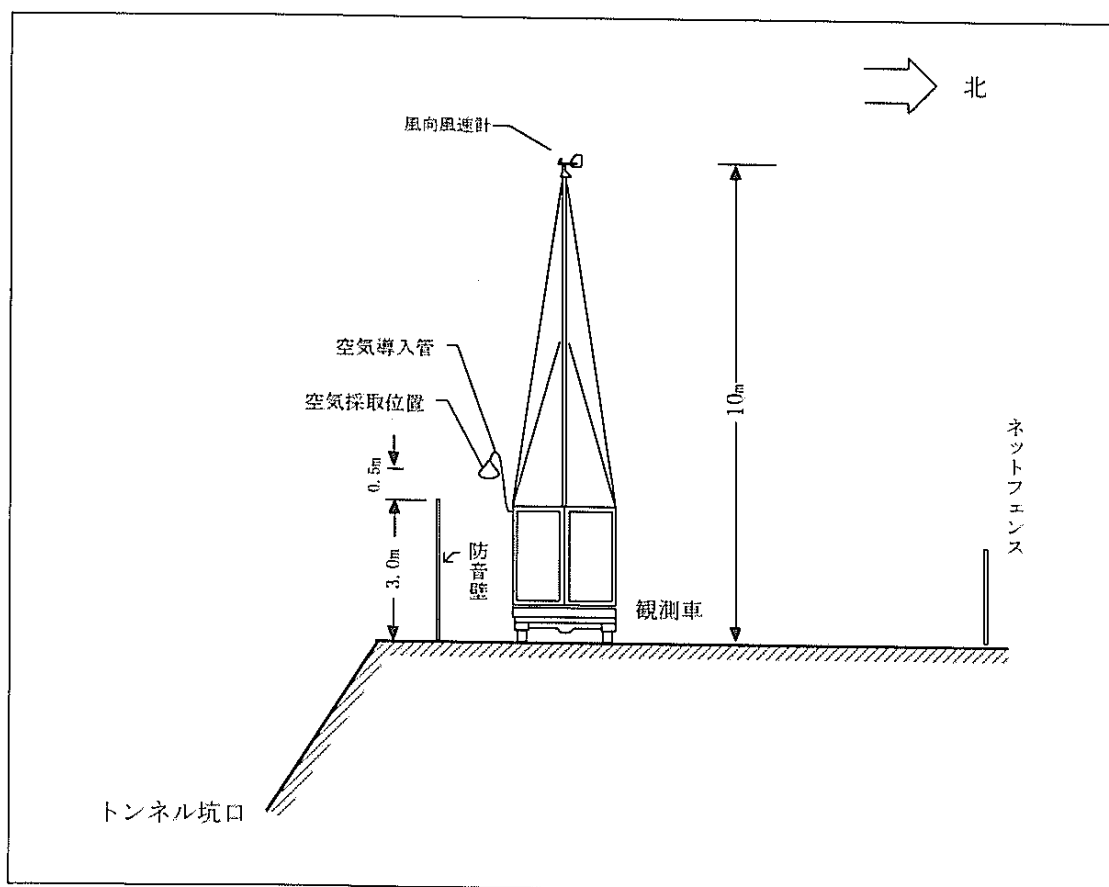


図 2. 3. 1 (4) 観測車設置状況 (No. 4 地点) : 供用前

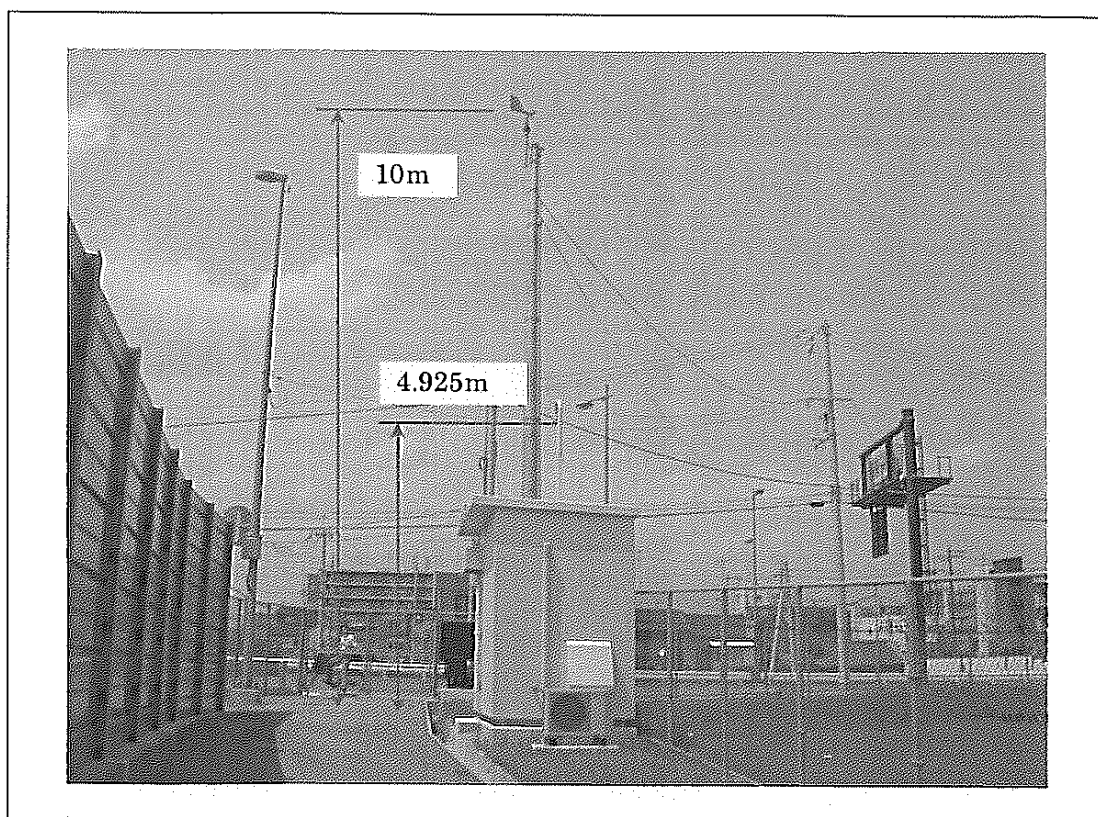


図 2.3.1(5) 環境測定装置 (No. 1 地点) : 供用後 (方位 : 写真奥が北)

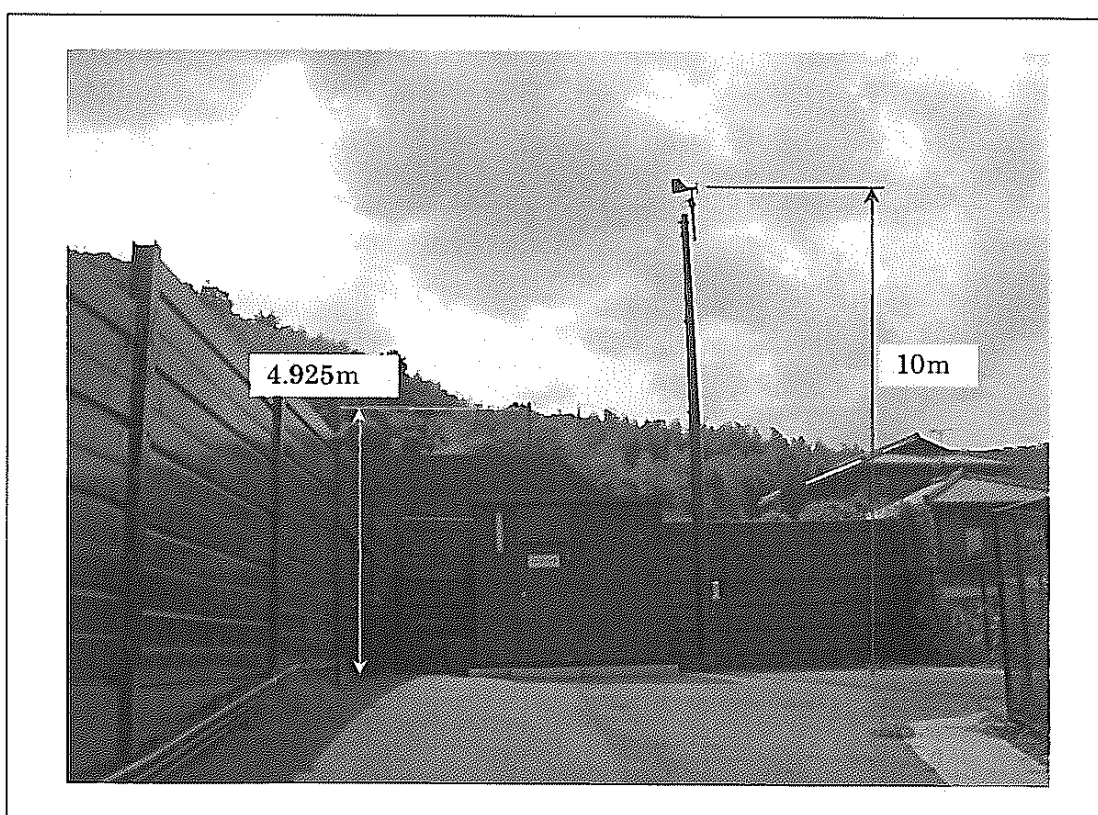


図 2.3.1(6) 環境測定装置 (No. 4 地点) : 供用後 (方位 : 写真奥が西)

2.4 騒音・振動・交通量調査

(1) 騒音

- ・測定高さ : 地上高 1.2m
- ・測定方法 : 「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号)、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成 11 年 7 月 16 日環境庁大気保全局企画課)及び JIS Z 8731(環境騒音の表示・測定方法)による方法
- ・測定機器 : 積分型普通騒音計
- ・周波数特性 : A 特性
- ・測定周波数範囲 : 20~8000Hz
- ・動特性 : FAST
- ・測定周期 : 1 時間測定×2 4 時間

(2) 振動

- ・測定方法 : 振動規制法第 16 条に基づいて定められた道路交通振動の要請限度に係る方法及び JIS Z 8735(振動レベル測定方法)による方法
- ・測定機器 : 振動レベル計
- ・周波数補正 : 鉛直振動特性
- ・周波数範囲 : 1~80Hz
- ・動特性 : 0.63 秒
- ・測定周期 : 毎正時より 10 分間×2 4 時間 (供用前)
1 時間測定×2 4 時間 (供用後)

(3) 交通量

- ・測定方法 : 目視により実施し、カウンターを用いて計数
- ・測定方向 : 交差点における進行方向別
- ・車種分類 : 大型車、小型車、自動二輪の 3 車種分類 (供用前)
大型車、中型車、小型車、自動二輪の 4 車種分類 (供用後)
- ・測定周期 : 1 時間測定×2 4 時間

表 2.4.1 に騒音振動測定機器一覧表を、表 2.4.2 に車種分類表を示す。

図 2.4.1 に交通量調査地点概略図を示す。

表 2.4.1 騒音・振動測定機器一覧表

測定機器名	仕 様
積分型普通騒音計 NL-21、NL-06 (リオン製)	測 定 範 囲 : 28~130dB 周 波 数 特 性 : 20~8000Hz マ イ ク ロ ホ ン : 1/2インチエレクトレットコンデンサマイクロフォン
積分型普通騒音計 NL-22 (リオン製)	測 定 範 囲 : 28~130dB 周 波 数 特 性 : 20~8000Hz マ イ ク ロ ホ ン : 1/2インチエレクトレットコンデンサマイクロフォン
振動レベル計 VM-53A (リオン製)	測 定 成 分 : 振動レベル(VL) : 振動加速度レベル(VAL) 測 定 範 囲 : 25~120dB (Lv-z) 測定周波数範囲 : 1~80Hz
振動ピックアップ PV-83C (リオン製)	形 式 : 3方式内蔵圧電式加速度型 : 前置増幅内蔵 構 造 : 完全防滴型
レベルレコーダー LR-04、LR-20 (リオン製)	記 録 方 式 : 自動平衡方式 周 波 数 範 囲 : 1.6~20000Hz±0.5dB (記録幅50dBのとき) 1Hz~1.6Hz未満は±1dB 記 録 幅 : 10, 25, 50dB及びリニア(LR-04) 50dB及びリニア(LR-20) 記録ペン動特性 : FAST、SLOW

表 2.4.2 車種区分

表 2.4.2 車種区分

3 車種区分	中区分	小区分	該当するプレート No.
大型車	大型車	貨物普通自動車	・ 1, 10～19, 100～199 (大型番号標)
		特殊用途自動車	・ 8, 80～89, 800～899 (大型番号標)
		乗合自動車	・ 2, 20～29, 200～299 (大型番号標)
		大型特殊自動車	・ 9, 90～99, 900～999 ・ 0, 00～09, 000～099
	中型車	普通貨物自動車	・ 1, 10～19, 100～199 (小型番号標)
		特殊用途自動車 (注)	・ 8, 80～89, 800～899 (小型番号標)
		乗合自動車	・ 2, 20～29, 200～299 (小型番号標)
小型車	小 型 貨物車	貨物自動車	・ 4, 40～49, 400～499 ・ 6, 60～69, 600～699
	乗用車	乗用車	・ 3, 30～39, 300～399 ・ 5, 50～59, 500～599 ・ 7, 70～79, 700～799 ・ 4, 40～49, 400～499 のバン
二輪車	二輪自動車及び原動機付自転車		

(注) 特殊用途自動車には、改造前の自動車(乗用車、小型貨物車)と同程度の大きさのものは含めない。それらは小型車にカウントするものとする。(例: バトカー、小型キャンピングカー等)

車種区分は「平成16年度道路環境センサス 調査要領(国土交通省道路局地方道・環境課)」による。

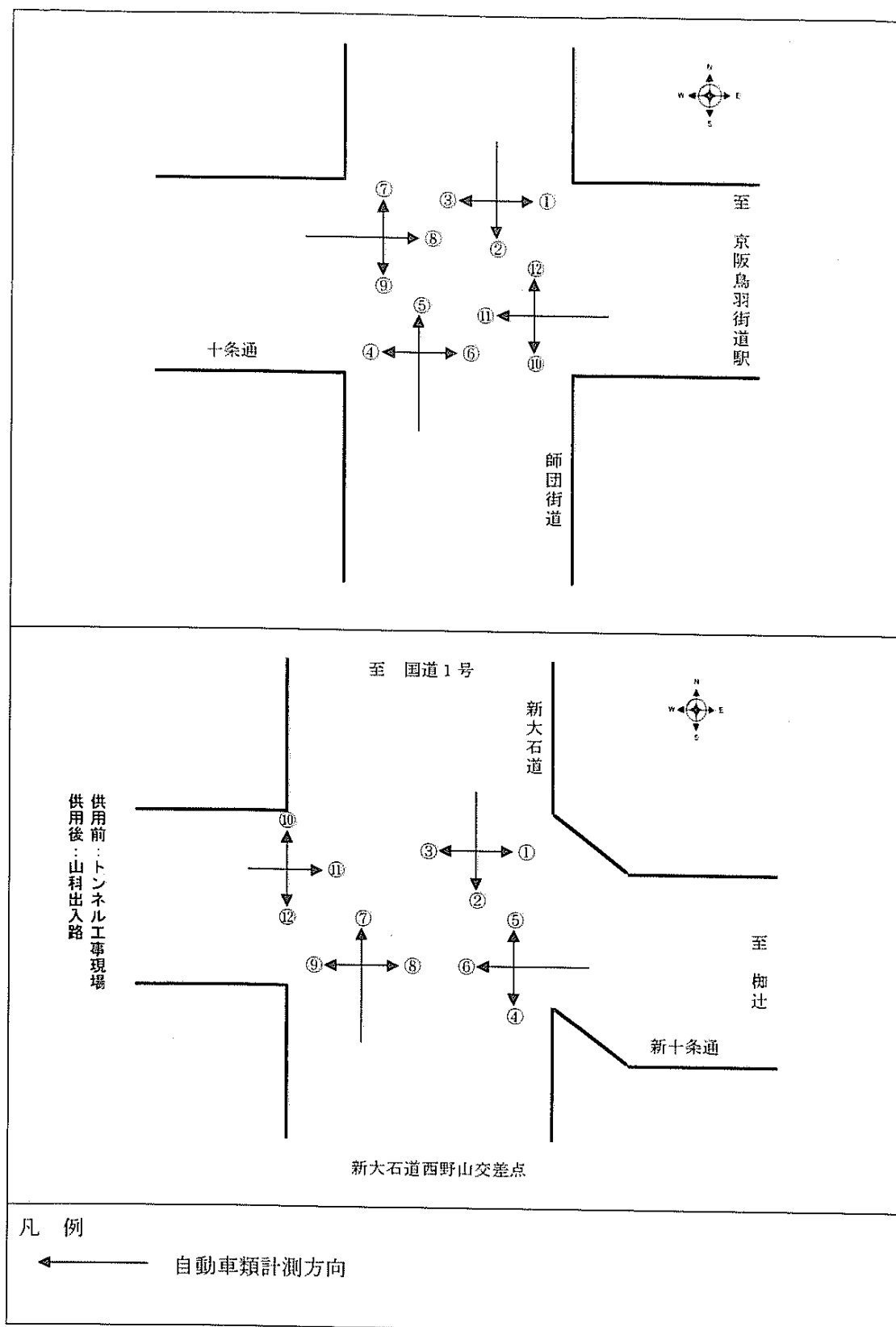


図 2.4.1 調査地点概略図

2.5 環境基準等

2.5.1 大気質環境基準

表 2.5.1 環境基準(大気汚染物質)

測定項目	基準値	測定方法
二酸化窒素 ^{注1)}	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内、又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
浮遊粒子状物質 ^{注2)}	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
備考 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。 2. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。		

注 1) 「二酸化窒素に係る環境基準について」昭和 53 年 7 月 11 日環境庁告示第 38 号

最終改正 平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 74 号

注 2) 「大気の汚染に係る環境基準について」昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号

最終改正 平成 8 年 10 月 25 日環境庁告示第 73 号

2.5.2 騒音・振動・交通量環境基準等

表 2.5.2(1) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

表 2.5.2(2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
この場合において、幹線交通量を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
基準値		
昼間	夜間	
70 デシベル以下	65 デシベル以下	

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係わる基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

注)「騒音に係る環境基準について」平成 10 年 9 月 30 日環境省告示第 64 号

(備考)

地域の類型

AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置されている地域など特に静穏を要する地域

A:専ら住居の用に供されている地域

B:主として住居の用に供されている地域

C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供されている地域

時間の区分

昼間:午前 6 時から午後 10 時まで

夜間:午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

「幹線道路を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村にあっては 4 車線以上の区間に限る。)等を表し、「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
- ・ 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

表 2.5.2(3) 騒音に係る旧環境基準 (一般地域)

単位: dB

地域の類型	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
AA	45 以下	40 以下	35 以下
A	50 以下	45 以下	40 以下
B	60 以下	55 以下	50 以下

注 1)「騒音に係る環境基準について」昭和 46 年 5 月 25 日

注 2) 平成 10 年 9 月 30 日に新基準へ改正

(備考)

1. 地域の類型:

AA:療養施設が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域。

A : 主として住居の用に供される地域(第 1・第 2 種低層住居専用地域、第 1・第 2 種中高層住居専用地域及び第 1・第 2 種住居地域)。

B : 相当数の住居とあわせて商業、工業などの用に供される地域(近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域)。

2. 時間の区分については、次に掲げる時間の範囲内において都道府県知事が定めた時間をいう。

昼間:午前 8 時から午後 6 時

朝 : 午前 6 時から 8 時まで

夕 : 午後 6 時から 10 時まで

夜間:午後 10 時から翌日の午前 6 時まで

但し、上記時間区分は平成 17 年度報告書の通りとする。

表 2.5.2(4) 騒音に係る旧環境基準 (道路に面する地域)

単位: dB

地域の区分	時間の区分		
	昼間	朝・夕	夜間
A 地域のうち 2 車線を有する道路に面する地域	55 以下	50 以下	45 以下
A 地域のうち 2 車線を越える車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下	50 以下
B 地域のうち 2 車線以下の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下	55 以下
B 地域のうち 2 車線を越える車線を有する道路に面する地域	65 以下	65 以下	60 以下

注 1)「騒音に係る環境基準について」昭和 46 年 5 月 25 日

注 2) 平成 10 年 9 月 30 日に新基準へ改正

表 2.5.2(5) 騒音に係る環境保全目標

地域の類型	地域の区分	時間の区分		
		昼間	朝・夕	夜間
A	2車線を超える車線を有する道路に面する地域	60dB(A)以下	55dB(A)以下	50dB(A)以下
B	2車線を超える車線を有する道路に面する地域	65dB(A)以下	65dB(A)以下	60dB(A)以下

注 1) A：主として住居の用に供される地域

B：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

表 2.5.2(6) 振動に係る要請限度

区域の区分	時間の区分	
	昼 間	夜 間
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

(備考)

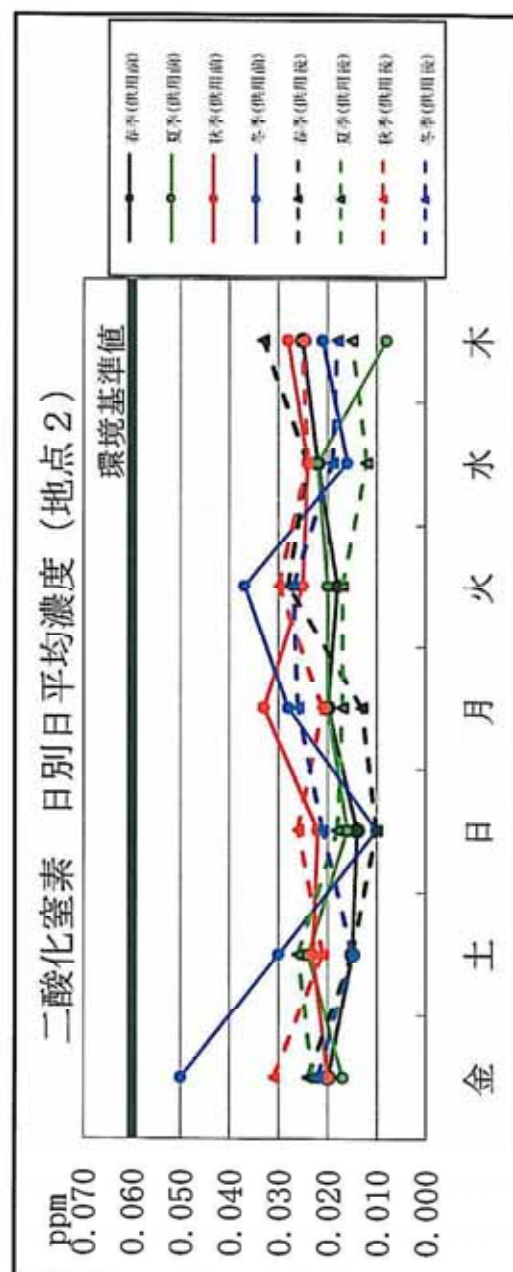
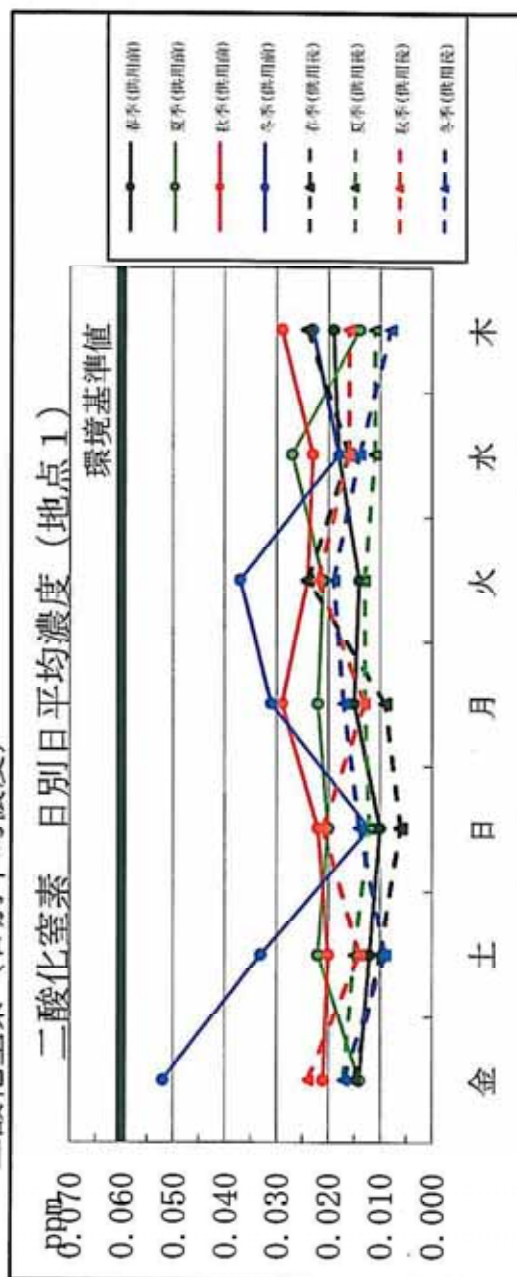
- 1 第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。
 - 一 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
 - 二 第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であつて、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域
- 2 昼間及び夜間とは、それぞれ次の各号に掲げる時間の範囲内において京都府知事(昭和 53 年 1 月 10 日 京都府告示第 5 号)が定めた時間をいう。
 - 一 昼間 午前 8 時から午後 7 時まで
 - 二 夜間 午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
- 3 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 4 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる一日について、昼間及び夜間の区分ごとに 1 時間当たり 1 回以上の測定を 4 時間以上行うものとする。
- 5 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべてについて平均した数値とする。

3. 大気質調査結果

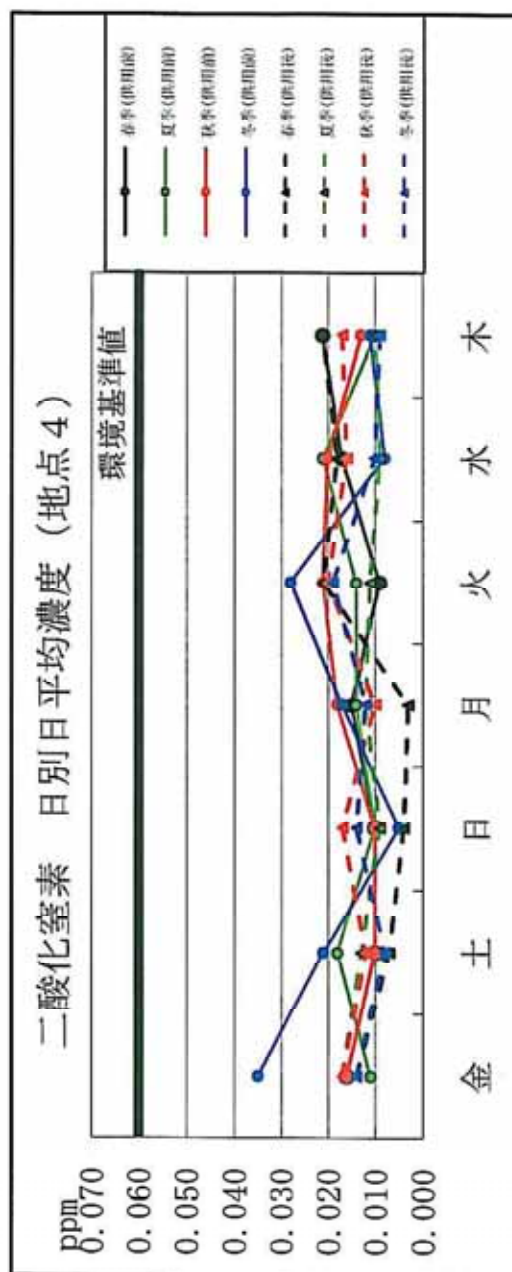
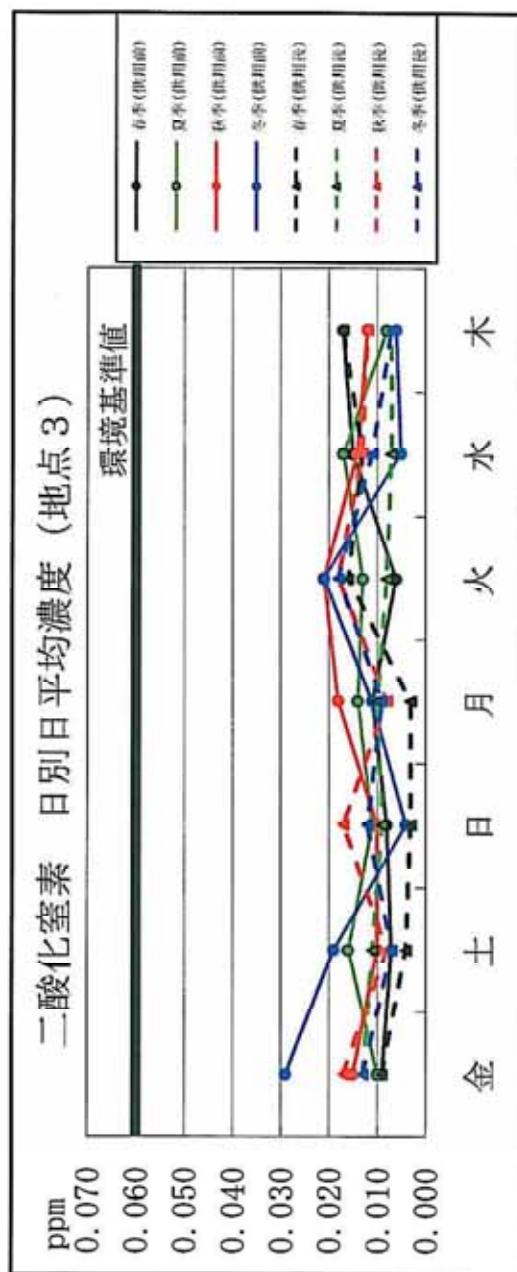
3.1 大気質調査結果グラフ

※) 供用前の地点1～地点4および供用後の地点2・地点3は大気測定車による測定結果、供用後の地点1と4は環境測定装置による測定結果

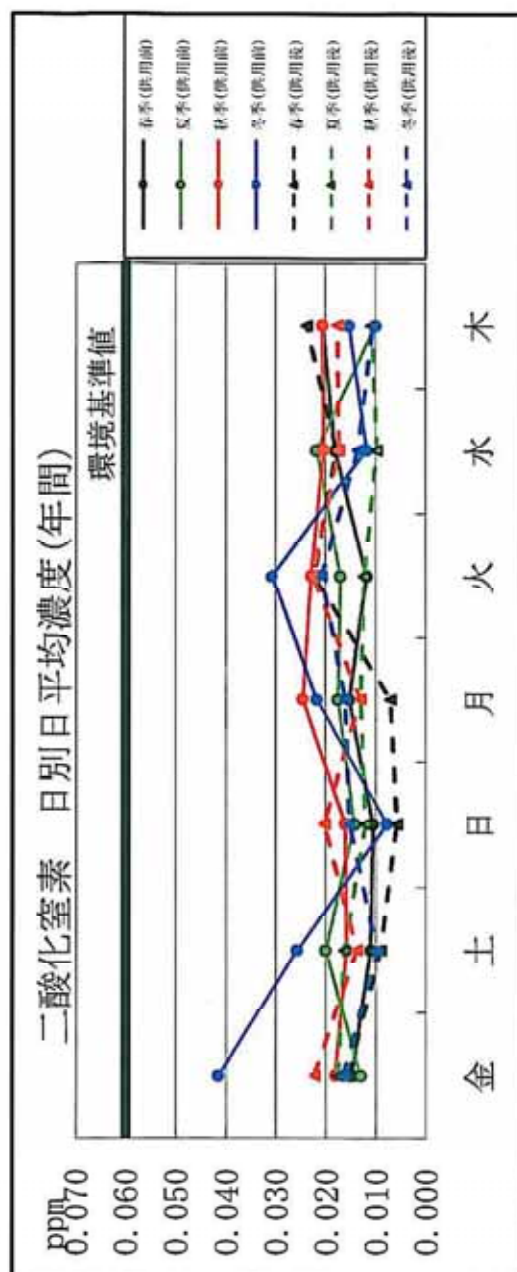
二酸化窒素 (日別平均濃度)



二酸化窒素（日別平均濃度）

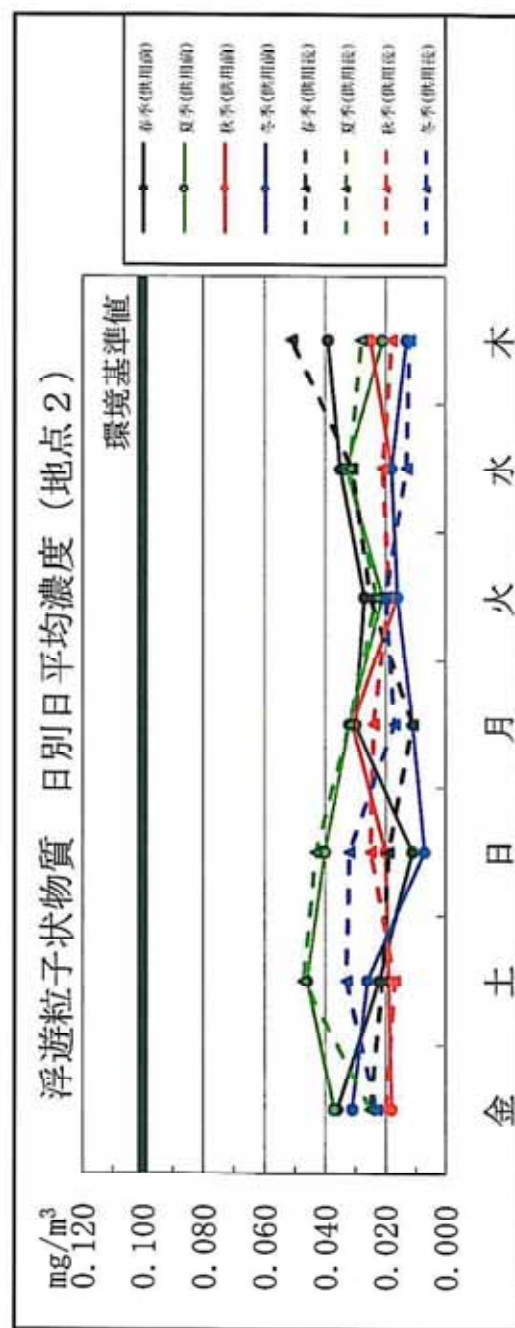
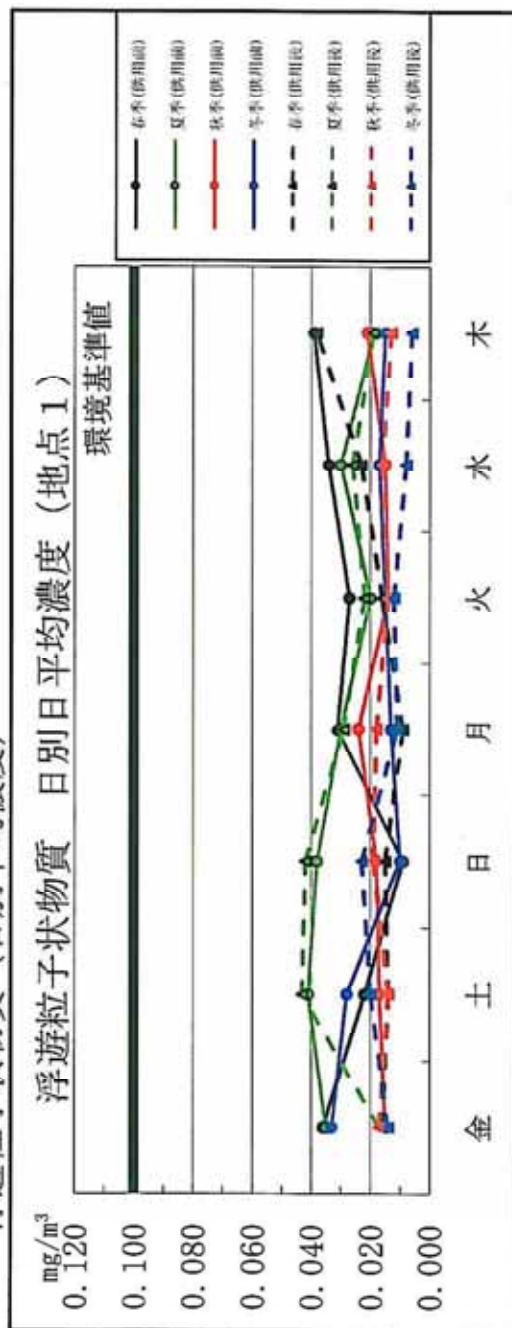


二酸化窒素（日別平均濃度）

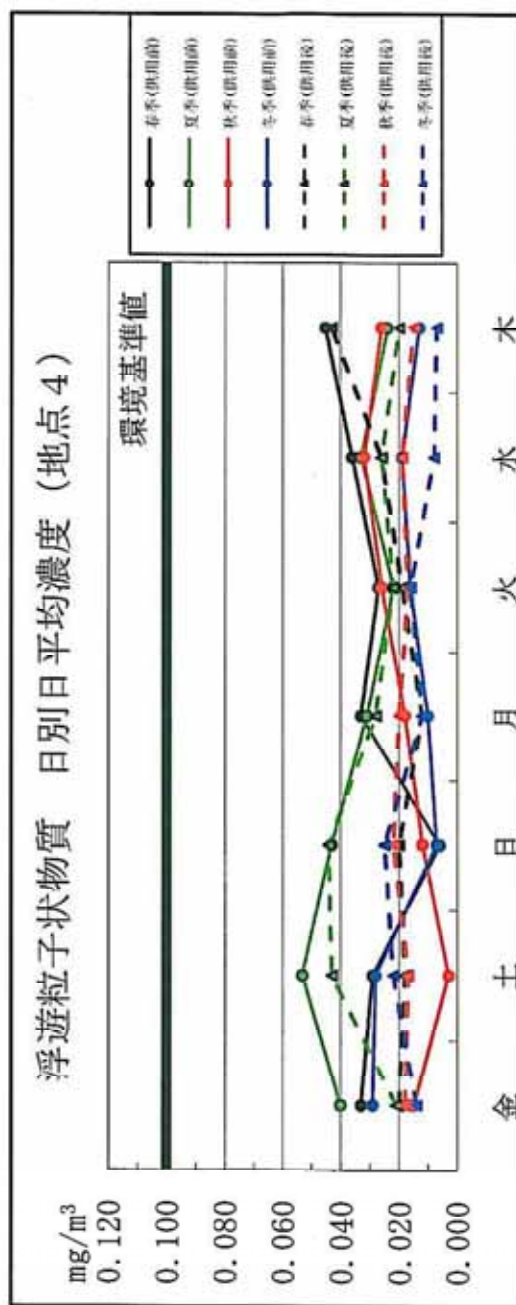
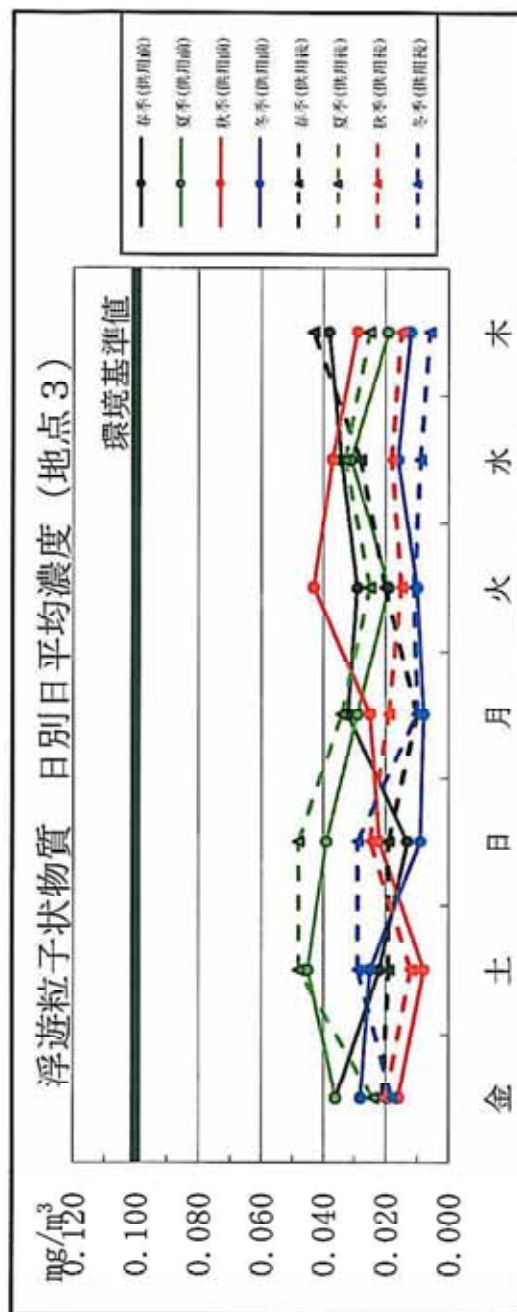


大気質調査結果グラフ

※) 供用前の地点1～地点4および供用後の地点2・地点3は大気測定車による測定結果、供用後の地点1と4は環境測定装置による測定結果
浮遊粒子状物質 (日別平均濃度)



浮遊粒子状物質（日別平均濃度）



浮遊粒子状物質（日別平均濃度）

